

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成22年5月13日(2010.5.13)

【公表番号】特表2009-532956(P2009-532956A)

【公表日】平成21年9月10日(2009.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2009-036

【出願番号】特願2009-503323(P2009-503323)

【国際特許分類】

H 04 N 7/173 (2006.01)

【F I】

H 04 N 7/173 6 1 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月23日(2010.3.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユーザによる注釈付きメディア・ストリームの作成を容易にする方法であって、
メディア・ストリームを前記ユーザから受け取ることと、
前記注釈付きメディア・ストリームを作るために補足コンテンツの少なくとも1つのア
イテムを前記メディア・ストリームの少なくとも一部にマッピングすることと、
前記注釈付きメディア・ストリームを格納することと
を含む方法。

【請求項2】

補足コンテンツの前記少なくとも1つのアイテムは、少なくとも部分的に前記ユーザか
つ/または、少なくとも部分的に、前記ユーザの許可の下で働く1人または複数の個人に
よって選択される、及びむしろ

前記許可は、前記ユーザによって指定される1つまたは複数の判断基準に従って制限さ
れる、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記ユーザからの要求に応答して、補足コンテンツの前記少なくとも1つのアイテムを
前記注釈付きメディア・ストリームから除去すること
をさらに含む、請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

補足コンテンツの前記少なくとも1つのアイテムは、少なくとも部分的に、自動化され
たプロセスによって選択される、及び

前記自動化されたプロセスはむしろ、視聴者に関する補足コンテンツの前記少なくとも
1つのアイテムの人気のレベル、補足コンテンツの前記少なくとも1つのアイテムに対する
視聴者の反応、視聴者に関する前記メディア・ストリームの人気のレベル、視聴者が前
記メディア・ストリームを見る時間の平均長、前記メディア・ストリームに対する視聴者
の反応、またはランダム選択のうちの少なくとも1つに従って補足コンテンツの前記少
なくとも1つのアイテムを選択する、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

補足コンテンツの前記少なくとも1つは、物品、人、または概念に関連し、補足コンテ
ンツの前記少なくとも1つは、テキスト、オーディオ、ビデオ、マルチメディア・プレゼ

ンテーション、写真、イメージ、uniform resource locator、コンピュータ・アプリケーション、データ、コメント、広告コピー、キーワード、タグ、注釈付きメディア・ストリームの視聴者による対話型参加を奨励する要素、変数データ、生データ、様式化された情報、またはプレースホルダのうちの少なくとも1つを含み、

むしろ前記物品、人、または概念は、前記メディア・ストリーム内に描かれるか、前記メディア・ストリームによって暗示され、かつ／または

前記プレースホルダは、前記注釈付きメディア・ストリームの前記一部を類似する補足コンテンツの複数のアイテムに関連付け、及び

補足コンテンツの前記複数のアイテムは、階層に従って優先順位をよりむしろ付けられる、請求項1乃至4のいずれかに記載の方法。

【請求項6】

補足コンテンツの前記少なくとも1つのアイテムは、前記ユーザによって作成され、むしろ補足コンテンツの前記少なくとも1つのアイテムの作成を容易にするために前記ユーザにツールを提供することを含む請求項1乃至5のいずれかに記載の方法。

【請求項7】

補足コンテンツの前記少なくとも1つのアイテムは、複数のエントリを含むライブラリから前記ユーザによって選択され、前記複数のエントリのそれぞれは、物品、人、または概念を表し、前記複数のエントリのそれぞれは、前記物品、人、または概念に関連する補足コンテンツの少なくとも1つのアイテムを含み、

前記複数のエントリは、階層構造、キーワード、最も最近の追加、最も人気のあるエントリ、エントリに関連する販売者が前記エントリが見られることについて支払うつもりがある手数料、エントリに関連する販売者が前記エントリを見る視聴者からのさらなる情報の要求について支払うつもりがある手数料、エントリに関連する販売者が前記エントリの使用を介して問い合わせられる販売について支払うつもりがある手数料、または前記メディア・ストリームによって提案される構造のうちの少なくとも1つに従ってむしろ編成される、請求項1乃至6のいずれか1つに記載の方法。

【請求項8】

前記複数のエントリのうちの少なくとも1つのエントリは、

(a) 広告主が、前記エントリに含まれる補足コンテンツのアイテムをメディア・ストリームの少なくとも一部にマッピングさせるために支払うつもりがある価格

(b) 前記エントリに含まれる補足コンテンツのアイテムが視聴者に関して達成した人気のレベルの表示

(c) 前記エントリに含まれる補足コンテンツのアイテムをマッピングできるメディア・ストリームのタイプを示す助言、及び

(d) 前記エントリに含まれる補足コンテンツのアイテムのターゲット聴衆に関する人口統計情報を1つまたは複数含む請求項7に記載の方法。

【請求項9】

前記ライブラリの少なくとも一部は、第三者ソースによって作成され、むしろ前記第三者ソースにライブ・リンクされ、及びよりむしろ前記第三者ソースは、前記ライブラリの前記少なくとも一部へのアクセスを制御する、請求項7または8に記載の方法。

【請求項10】

前記複数のエントリは、オントロジに従って編成される、請求項7乃至9に記載の方法。

【請求項11】

(a) 前記ライブラリの少なくとも一部の中の補足コンテンツの複数のアイテムのそれぞれは、共通のフォーマットに従うこと、

(b) 前記ライブラリは、第3者ワールド・ワイド・ウェブ・サイトを介して少なくとも部分的にアクセス可能であること、及び

(c) 前記ライブラリは、リモートでホスティングされることの、1つまたは複数をさらに含む請求項7乃至10のいずれか1つに記載の方法。

【請求項 1 2】

- (a) 前記メディア・ストリームの前記少なくとも一部は、むしろ前記メディア・ストリームの他の時間セグメントを識別するセグメント識別子に対して相対的に一意であるセグメント識別子によって識別される前記メディア・ストリームの時間セグメントであること、
- (b) 補足コンテンツの前記少なくとも 1 つのアイテムは、埋め込まれた記述特性を含むこと、
- (c) 前記メディア・ストリームの前記少なくとも一部へのマッピングのために補足コンテンツのアイテムを投稿する権利に関する第三者からの入札を受け取ることと、
前記受け取られた入札に従って前記第三者のうちの 1 つまたは複数に前記権利を与えることと、
- (d) 前記注釈付きメディア・ストリームは、ビデオ・コンポーネント、オーディオ・コンポーネント、またはテキスト・コンポーネントのうちの少なくとも 1 つを含むこと、
- (e) 前記方法は、コンピューティング・デバイス上のローカル・アプリケーションに従ってまたは、ワールド・ワイド・ウェブベースのアプリケーションに従って実行すること、及び、
- (f) 補足コンテンツの前記少なくとも 1 つのアイテムのプロバイダからの要求に応答して前記注釈付きメディア・ストリームから補足コンテンツの前記少なくとも 1 つのアイテムを除去すること

を 1 つまたは複数さらに含む請求項 1 乃至 1 1 のいずれかに記載の方法。

【請求項 1 3】

ユーザによる注釈付きメディア・ストリームの作成を容易にする実行可能プログラムを含むコンピュータ可読媒体であって、前記プログラムは、
メディア・ストリームを前記ユーザから受け取るステップと、
前記注釈付きメディア・ストリームを作るために補足コンテンツの少なくとも 1 つのアイテムを前記メディア・ストリームの少なくとも一部にマッピングするステップと、
前記注釈付きメディア・ストリームを格納するステップと
を実行するコンピュータ可読媒体。

【請求項 1 4】

ユーザによる注釈付きメディア・ストリームの作成を容易にするシステムであって、
メディア・ストリームを前記ユーザから受け取る手段と、
前記注釈付きメディア・ストリームを作るために補足コンテンツの少なくとも 1 つのアイテムを前記メディア・ストリームの少なくとも一部にマッピングする手段と、
前記注釈付きメディア・ストリームを格納する手段と
を含むシステム。

【請求項 1 5】

ユーザによって提供される注釈付きメディア・ストリームを配信する方法であって、
前記ユーザから前記注釈付きメディア・ストリームを受け取ることであって、前記注釈付きメディア・ストリームは、前記注釈付きメディア・ストリームを作るためにメディア・ストリームの少なくとも一部にマッピングされる補足コンテンツの少なくとも 1 つのアイテムを含む、受け取ることと、
前記注釈付きメディア・ストリームを格納することと、
前記注釈付きメディア・ストリームを見る要求を視聴者から受け取ることと、
前記注釈付きメディア・ストリームを前記視聴者に配信することと
を含む方法。

【請求項 1 6】

ユーザによって提供される注釈付きメディア・ストリームを配信する方法であって、
前記注釈付きメディア・ストリームを視聴者に配信することであって、前記注釈付きメディア・ストリームは、前記注釈付きメディア・ストリームを作るためにメディア・ストリームの少なくとも一部にマッピングされる補足コンテンツの少なくとも 1 つのアイテム

を含む、配信することと、

前記注釈付きメディア・ストリームが前記視聴者によって見られるときに手数料を徴集することと

を含む方法。